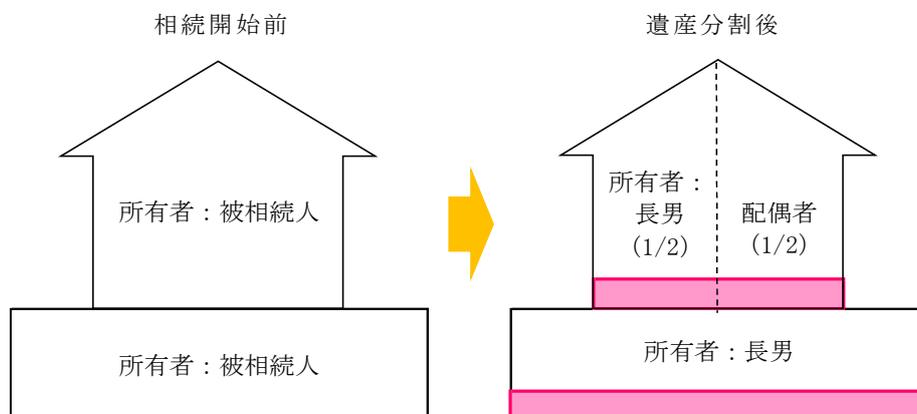


13 配偶者が居住建物の共有持分及び配偶者居住権を取得した場合

問 次のような事例の場合の配偶者居住権等の評価額を教えてください。

【設例】



相続税評価額：建物2,000万円
 土地5,000万円
 建物建築日：2010年12月1日
 建物構造：木造
 相続開始日：2020年10月1日
 賃貸の有無：無
 建物所有者：被相続人
 土地所有者：被相続人

遺産分割日：2021年3月20日
 配偶者の年齢：80歳10か月（分割時）
 平均余命：11.71年
 配偶者居住権存続期間：終身
 法定利率：3%
 建物相続人：長男（1/2）
 配偶者（1/2）
 土地相続人：長男

答 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は消滅しません（民法1028②）。

したがって、配偶者居住権等の評価額は次のとおりです。

〔配偶者居住権の価額〕

$$\left[\begin{array}{l} \text{配偶者居住権の} \\ \text{評価の基礎とな} \\ \text{る金額} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \text{配偶者居住権の} \\ \text{評価の基礎とな} \\ \text{る金額} \end{array} \right] \frac{(\text{耐用年数})(\text{経過年数})(\text{存続年数})}{33\text{年} - 10\text{年} - 12\text{年}} \times 0.701 = \underline{13,294,783\text{円}}$$

(参考) 耐用年数：33年（22年×1.5）
 経過年数：10年（2010年12月1日～2021年3月20日：10年3か月）
 存続年数：12年（第22回生命表に基づく平均余命11.71年）
 複利現価率：0.701（端数処理前0.7014）

〔居住建物の価額〕

(1) 長男が取得する居住建物の価額

(居住建物の時価) (配偶者居住権の価額) (居住建物の価額)

$$2,000\text{万円} - 13,294,783\text{円} = 6,705,217\text{円}$$

(長男が取得する持分)

(居住建物の価額) $\frac{1}{2}$ (長男が取得する居住建物の価額)

$$6,705,217\text{円} \times \frac{1}{2} = \underline{3,352,608\text{円}}$$

(2) 配偶者が取得する居住建物の価額

(居住建物の時価) (配偶者居住権の価額) (居住建物の価額)

$$2,000\text{万円} - 13,294,783\text{円} = 6,705,217\text{円}$$

(配偶者が取得する持分)

(居住建物の価額) $\frac{1}{2}$ (配偶者が取得する居住建物の価額)

$$6,705,217\text{円} \times \frac{1}{2} = \underline{3,352,608\text{円}}$$

(参考) 配偶者居住権等の評価明細書の記載例

○配偶者居住権の価額

(⑩の相続税評価額)	$\frac{\text{③貨貸以外の床面積}}{\text{⑥居住建物の床面積}}$	(⑪持分割合)	円	
20,000,000	$\frac{200.00\text{ m}^2}{200.00\text{ m}^2}$	$\frac{1}{1}$	20,000,000	⑮ (円未満四捨五入)
(⑬の金額)	(⑬の金額)	$\frac{\text{③耐用年数}-\text{④経過年数}-\text{⑦存続年数}}{\text{③耐用年数}-\text{④経過年数}}$	(⑮複利現価率)	(配偶者居住権の価額) 円
20,000,000円	- 20,000,000円	$\frac{33-10-12}{33-10}$	× 0.701	13,294,783 (円未満四捨五入)

○居住建物の価額

(⑬の相続税評価額)	(⑮配偶者居住権の価額)	円
20,000,000円	- 13,294,783円	6,705,217 ⑰

備考	長男が取得する居住建物の価額 : 6,705,217円 × 1/2 = 3,352,608円 配偶者が取得する居住建物の価額 : 6,705,217円 × 1/2 = 3,352,608円
----	---

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

〔敷地利用権の価額〕

(敷地利用権の評価の基礎となる金額) (敷地利用権の評価の基礎となる金額) (複利現価率) (敷地利用権の価額)

$$5,000\text{万円} - 5,000\text{万円} \times 0.701 = \underline{14,950,000\text{円}}$$

〔居住建物の敷地の価額〕

(居住建物の敷地の時価) (敷地利用権の価額) (居住建物の敷地の価額)

$$5,000\text{万円} - 14,950,000\text{円} = \underline{35,050,000\text{円}}$$